

第 89 回国際獣疫事務局（OIE）総会概要

1. スケジュール等

- （１）日程：令和４年５月 23 日（月）～５月 26 日（木）４日間
- （２）開催場所：ハイブリッド形式（日本はウェブ参加）
- （３）我が国からの出席者
農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 他

2. 主な内容

（１）世界の動物衛生をめぐる状況

2021 年～2022 年に疾病通報システム（OIE-WAHIS）に通報された各国の疾病発生状況の分析結果等について、事務局から説明がなされた。

ASF については、浸潤地域が拡大しており、世界レベルで明確かつ着実に疫学状況が悪化しているとの分析結果が紹介され、ASF ウイルスは、不十分なバイオセキュリティ措置や人間活動によって、地理的に“ジャンプ”して発生拡大することがデータにより裏付けられたとの説明があった。加盟国に対しては、違法畜産物の国境での監視を含むバイオセキュリティの強化や臨床症状を呈さない弱毒株の存在も考慮した、地域の疫学的状況を踏まえたサーベイランスや啓発活動等の実施を推奨したいとのことであった。

HPAI については、2021/2022 年シーズンにおいて、ヨーロッパ、アジア、アフリカ及びアメリカ大陸において、多数の発生が確認され、8 千万羽以上の家きんの損失があったとの分析結果が示された。加盟国に対しては、サーベイランスの強化、家きん及び非家きんにおける迅速な発生通報等を推奨したいとのことであった。

動物における SARS-CoV2 感染症について、OIE への通報件数が増加傾向にあり、通報地域が広がっていること、また通報された感受性（罹患）動物の種類も増えているとの報告があった。加盟国に対しては、引き続き可能な限りの詳細情報と共に、OIE に対して迅速に通報するよう要請があった。

（２）技術課題：世界、地域及び各国の緊急事態管理システムにおける OIE 及び獣医サービスのエンゲージメント

感染症や異常気象による災害等の緊急事態を管理するシステムに関する世界的な状況を総括した上で、①具体的な脅威を特定し、その特徴を分析、②事前計画の立て方やツールについての説明、③バランスを取るべき各種目標について議論、④緊急事態管理の原則について紹介する内容のプレゼンテーションが行われた。

OIE 加盟国が国際的な危機管理のシステムを構築できるように、OIE は、引き続き、その専門性やネットワークを駆使して、国際的な議論に積極的に参画・貢献するとのコミットメントが示された。特に、パンデミックの予防と準備体制に関する新たな国際文書に関して、その検討や交渉等において、OIE がエンゲージすることの重要性について言及があった。

(3) ワーキンググループの活動報告

野生動物については、各専門委員会等と連携した活動の紹介や、過去 10 年間の野生動物疾病の分析結果等について報告がなされた。

薬剤耐性 (AMR) については、動物種別の Technical Reference Document を作成していることや、コード委員会と連携して OIE コードの第 6.10 章 (Responsible and prudent use of antimicrobial agents in veterinary medicine) の改正作業を行っていること等について報告がなされた。

(4) コード委員会の活動報告

以下の陸生コードの改正案が採択に付され、BSE に関連する改正基準案 (第 11.4 章、第 1.8 章及び “protein meal” の定義) については採択が延期されたが、その他の改正案は全て採択された。

	章	内容
1	—	用語の定義 (Competent Authority, Protein meal, Stray dog [Free-roaming dog に置換], Veterinary authority, Veterinary Services)
2	第 1.3.2 条、第 1.3.4 条、第 1.3.6 条	OIE リスト疾病
3	第 3.1.1 条、第 3.2.3 条、第 3.2.9 条	獣医サービスに係る導入的説明やその質的水準
4	第 3.4.5 条、第 3.4.11 条	獣医法令
5	第 6.12 章	ヒト以外の霊長類から伝播する人獣共通感染症
6	第 7.7 章	犬の個体数管理
7	第 8.16 章	牛疫
8	第 8.5 章、第 15.4 章	単包条虫 (エキノコックス症)、ブタ有鉤条虫
9	第 11.4 章、第 1.8 章	BSE 及びそのリスクステータス公式認定に係る申請手続き
10	第 11.10 章	牛のタイレリア症
11	—	用語の適切な使用のための見直し (sanitary measure)

BSE に関する章（第 11.4 章、第 1.8 章）について、事務局からの説明と主な加盟国のコメントは以下の通り。

冒頭、コード委員会議長より、今般の大幅な改正作業は、加盟国からの要請により開始され、サーベイランス、ステータス認定要件、貿易条件等について、よりリスクベースとなるように検討してきたものであり、これまで非常に多くの議論がなされた旨の説明があった。また、科学に基づくコメントを提出する加盟国もあれば、そうではない場合もあったこと、さらには、加盟国から、改正案が過度に科学的だと言われる場合もあれば、十分に科学的ではないと言われることもあったとの発言があった。

その上で、今回の総会に先立って、加盟国から事前に提出されたコメント等を精査した結果、対処すべきいくつかの重要なポイントが残っており、また、過去 2 回のコード委員会に変更された箇所について十分な検討時間が加盟国に与えられていないとの声が多数寄せられたことを踏まえて、議長から、第 11.4 章及び第 1.8 章の改正案の採択を来年まで延期したいとの意向が示された。これにより、OIE が、既に認定されているステータスへの影響評価を完了したり、サーベイランスのガイドラインを作成したりすることが可能となるとの発言があった。ただし、ガイドラインの作成自体が、改正される章の内容に変更を加えることはないとの補足があった。最後に、本年 9 月のコード委員会で、総会前に提出されたコメント及び 7 月 15 日までに提出された追加コメントを検討するとの考えが示された。

コード委員会議長からの提案について、OIE 総会議長から賛同の意が表明された後、コード委員会議長から、採択延期により、本総会で加盟国からの発言の場を設ける意味はなくなったため、コメントは書面にて提出するよう促されたが、オランダが EU27 カ国を代表し、この場で各国の意見を聴くべきとの発言を行い、豪州が支持したため、加盟国から発言がなされた。

<加盟国からの主なコメント>

- ・豪州：
採択の延期を評価したい。
- ・アイルランド（EU27 カ国を代表）：
採択の延期は驚きであり、失望させるものである。
- ・アルゼンチン（アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイを代表）：

改正案に基づく国内措置を実施するためには、特にサーベイランスについて、関連予算の確保等の事前準備が必要となるため、採択の時期については、予見可能性が確保されるべき。

・南アフリカ（アフリカ 54 カ国を代表）：

今回採択に付さないことを支持する。サーベイランスに関連するコスト面で課題があり、アフリカのごく一部の国しか、ステータスの認定要件を満たせない可能性が高いことを懸念している。事前提出したコメントを今度検討してほしい。

・日本：

総会での議論の重要性は理解するが、リモートから参加している多くのデリゲートには、効果的かつ実りのある議論は困難であることを指摘したい。日本は、OIE や専門委員会のこれまでの努力を多としており、加盟国の懸念に対処するために採択延期をするということであれば、我が国が事前に提出しているコメントについて、今後遅滞なく検討頂きたい。

（参考）我が国は、サーベイランスのガイドラインの早期策定及び公表、並びに、ステータスの年次更新作業への悪影響を防ぐために改正基準案の採択後に十分な移行期間を設けること等について、事前に書面でコメントを提出していたところ。

・ブラジル：

ステータス認定に当たって、非定型 BSE も考慮する内容となっているため、改正案に反対である。非常に限られた実験感染の結果に基づき、フィールド条件においても、非定型 BSE の病原体が循環し、牛の間で感染が広がる可能性があるとの前提に立って改正案を作ることは不適切である。こういった内容が、間違っただけで解釈され、正当化できない貿易障壁となることを懸念している。

・ハンガリー、オーストリア（EU27 カ国を代表）：

ステータス申請をする国においては、反芻動物由来飼料を反芻動物に給与することを禁止する飼料規制（ruminant-to-ruminant feed ban）がリスク管理措置として義務化されているべきである。このような措置の目的や重要性に関する加盟国の知識や意識は、時間経過とともに、漸減していくため、BSE 章においても、ruminant-to-ruminant feed ban が明確なステータス認定要件とされるべきである。また、OIE は、「牛群の中で BSE の病原体が循環されるリスクが無視できると証明された日」の決定・検証について、特に基準改正後に認定される加盟国の場合には、完全な透明性を確保すべきである。EU は、各国のこの日付について注視していく。採択の延期については支持する。

(5) 科学委員会の活動報告

OIE が公式にステータス認定を行っている 6 疾病のうち 4 疾病について新たにステータスが認定された。

1	口蹄疫	
	・ ワクチン接種清浄地域	・ ロシア Zone III (Eastern Siberia)* *Republic of Tuva, Republic of Buryatia 及び Republic of Altai の 1 行政区画 (Kosh-Agachsky Raion) から構成されるゾーン
2	牛肺疫	
	・ 清浄国	エクアドル、モンゴル
3	豚熱	新規認定なし
4	牛海綿状脳症	
	・ 無視できる BSE リスクの国	フランス
	・ 管理された BSE リスクの国	ロシア
5	小反芻獣疫	新規認定なし
6	アフリカ馬疫	
	・ 清浄国	バーレーン

(6) 水生委員会の活動報告

以下の水生コード及びマニュアルの改正案が採択に付され、全ての改正案が採択された。

	章	内容
【水生コード】		
1		ユーザーズガイド
2		用語定義
3	第 1.3 章	ティラピアレイクウイルス病の OIE リスト疾病への登録
4	第 1.4 章	水生動物の疾病サーベイランス
5	第 4.X 章	[病原体 X] の無病宣言に関する各疾病章のモデル条項
6	第 9.X.3 条	安全な製品の条件（甲殻類疾病）
7	第 10.X.3 条	安全な製品の条件（魚類疾病）
8	第 9.X 章	十脚目虹色ウイルス病 (DIV1)
9	第 10.1.2 条	流行性造血器壊死症 (EHN) の感受性種の一覧
10	第 10.10.2 条	コイヘルペスウイルス病 (KHV) の感受性種の一覧
11	第 11.1.1 条、第 11.1.2 条	アワビヘルペスウイルス感染症の感受性種の一覧
12	第 11.2.1 条、第 11.2.2 条	Bonamia exitiosa の感受性種の一覧

【水生マニュアル】		
1	第 2.3.0 章	一般情報（魚病）
2	第 2.3.4 章	伝染性サケ貧血（ISA）
3	第 2.3.6 章	コイヘルペスウイルス病（KHV）
4	第 2.4.1 章	アワビヘルペスウイルス感染症
5	第 2.4.2 章	Bonamia exitiosa への感染

なお、タイのみ一部の改正案採択について反対・棄権した。

＜タイが反対・棄権した改正案＞

- ・第 1.3 章（ティラピアレイクウイルス病の OIE リスト疾病への登録）：
大量死を示す証拠が明確でないこと等を主張し反対
- ・第 9.X.3 条（安全な製品の条件（甲殻類疾病））及び第 10.X.3 条（安全な製品の条件（魚類疾病））：
処理条件の柔軟性の明記を主張し棄権
- ・第 9.X 章（十脚目虹色ウイルス病（DIV1））：
安全な製品の条件部分について、処理条件の柔軟性の明記を主張し棄権

その他、チリ大学を水産養殖分野の抗菌薬適正使用（Antimicrobial Stewardship in Aquaculture）に係るコラボレーティングセンターに、台湾の行政院農業委員会家畜衛生試験所を十脚目虹色ウイルス病のリファレンスラボラトリーとして新たに認定する件について報告があった。

（７）生物基準委員会（ラボラトリー委員会）の活動報告

以下の陸生マニュアルの改正案が採択に付され、全ての改正案が採択された。

	章	内容
1	用語の定義	
2	第 1.1.8 章	動物用ワクチン生産の原則
3	第 2.3.4 章	ワクチンの生産及び品質管理に係る最低要件
4	第 3.1.4 章	ブルセラ症 (<i>Brucella abortus</i> , <i>B. melitensis</i> , <i>B. suis</i>)
5	第3.1.6章	エキノкокクス症 (<i>Echinococcus granulosus</i> , <i>E. multilocularis</i>)
6	第3.1.8章	口蹄疫
7	第 3.1.X 章	哺乳類の結核 (<i>Mycobacterium tuberculosis</i> complex)
8	第 3.1.14 章	ニパウイルス感染症及びヘンドラウイルス感染症
9	第 3.1.22 章	野兔病
10	第 3.2.1 章	ミツバチのアカリンダニ症 (<i>Acarapis woodi</i>)
11	第 3.3.9 章	家きんコレラ
12	第 3.3.15 章	七面鳥鼻気管炎
13	第 3.6.2 章	馬伝染性子宮炎

14	第 3. 8. 11 章	スクレイピー
15	第 3. 8. 13 章	羊と山羊のタイレリア症 (Theileria lestoquardi, T. luewshuni, T. uilenbergi)
16	第 3. 9. 3 章	豚熱
17	第 3. 10. 1 章	動物のブニヤウイルス感染症（リフトバレー熱及びクリミア コンゴ出血熱を除く）
18	第 3. 10. 2 章	クリプトスポリジウム症
19	第 3. 10. 6 章	疥癬
20	第 3. 10. 7 章	サルモネラ症

また、以下の陸生疾病に関するリファレンスラボラトリー、コラボレーティングセンターが新たに承認された。

○リファレンスラボラトリー

	疾 病 名	施 設 名	所 在 地
1	アフリカ豚熱	National Centre for Foreign Animal Disease, Canadian Food Inspection Agency, Canadian Science Centre for Human and Animal Health	カナダ
2	リフトバレー熱	CIRAD, Campus international de Baillarguet	フランス
3	鳥マイコプラズマ症 (Mycoplasma gallisepticum, M. synoviae)	Avian Medicine Laboratory, Istituto Zooprofilattico Sperimentale delle Venezie	イタリア
4	ヨーネ病	National Reference Centre for Paratuberculosis, Istituto Zooprofilattico Sperimentale della Lombardia e dell' Emilia Romagna	イタリア
5	新世界スクリューワーム (Cochliomyia hominivorax)	Panama-United States Commission for the Eradication and Prevention of Screwworm	パナマ
6	アフリカ豚熱	USDA, APHIS, VS, NVSL, Foreign Animal Disease Diagnostic Laboratory, Plum Island Animal Disease Center	米国
7	慢性消耗病	National Veterinary Services Laboratories, USDA, APHIS, VS	米国
8	牛結核	National Veterinary Services Laboratories, USDA, APHIS, VS	米国

○コラボレーティングセンター

	項 目 名	施 設 名	所 在 地
1	ラクダの疾病	Abu Dhabi Agriculture and Food Safety Authority	UAE

(8) ロゴ及び略称の変更

事務局から、OIE のリブランディングについてプレゼンテーションがなされ、ロゴの変更や、通常使用する略称を「OIE」から「WOAH」にすること等について説明がなされた。加盟国からは、事前協議が不十分であったことや既存の法的文書への影響等について懸念が示されたが、ロゴ及び略称の変更に関する決議案が採択された。(5/27 以降変更)

(9) 第 90 回 OIE 総会の日程

第 90 回 OIE 総会は、2023 年 5 月 22 日の週にパリにおいて対面で開催する考えとの説明があった。